

新潟県病院局企業職員の安全衛生管理組織等を定める規程（昭和53年新潟県病院局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年7月7日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県病院局企業職員の安全衛生管理組織等を定める規程の一部改正

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業所の長 局本庁にあつては病院事業管理者、病院（<u>附属看護専門学校を含む。以下同じ。</u>）にあつては<b>病院長、診療所及び看護専門学校（附属看護専門学校を除く。以下「診療所等」という。）</b>にあつてはその長をいう。</p> <p>（安全衛生総括管理者）</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 安全衛生総括管理者は、総括安全衛生管理者、安全衛生管理者及び衛生推進者を指揮し、局本庁、病院及び診療所等における次の業務を統括管理しなければならない。</p> <p>(1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。</p> <p>(2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。</p> <p>(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。</p> <p>(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。</p> <p>(5) 前各号のほか、労働災害を防止するための必要な業務で法第10条第1項第5号の厚生労働省令で定めるもの</p> <p><u>4 (略)</u></p> <p>（<u>総括安全衛生管理者</u>）</p> <p><u>第6条 常時1000人以上の職員を有する病院に、法第10条の規定による総括安全衛生管理者を置く。</u></p> <p><u>2 総括安全衛生管理者には、事業所の長をもつて充てる。</u></p> <p><u>3 総括安全衛生管理者は、病院の衛生管理者及び衛生推進者を指揮し、病院における第4条第3項各号の業務を統括管理するとともに、安全衛生総</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業所の長 局本庁にあつては病院事業管理者、病院（看護専門学校を含む。以下「<u>病院</u>」<u>という。</u>）にあつては病院長をいう。</p> <p>（安全衛生総括管理者）</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 (略)</u></p>

括管理者の指示する業務を管理しなければならない。

(総括安全衛生管理者の代理)

第6条の2 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。)第3条の規定による総括安全衛生管理者の代理者は、総括安全衛生管理者が指定した者をもつて充てる。

(安全衛生管理者)

第6条の3 局本庁、病院(第6条に規定する病院を除く。)及び診療所等に安全衛生管理者を置く。

- 2 安全衛生管理者には、局本庁にあつては病院局総務課長の職にある者を、病院及び診療所等にあつては事業所の長をもつて充てる。
- 3 安全衛生管理者は、衛生管理者又は衛生推進者を指揮し、局本庁、病院及び診療所等における第4条第3項各号に掲げる業務を統括管理するとともに、安全衛生総括管理者の指示する業務を管理しなければならない。

(衛生管理者)

第7条 (略)

- 2 衛生管理者は、当該事業所の職員のうち、規則第10条の規定による資格を有する者の中から事業所の長が選任する。
- 3 衛生管理者は、安全衛生総括管理者又は安全衛生管理者の指揮を受け、第4条第3項各号に掲げる業務のうち衛生に係る技術的事項を管理するとともに、規則第11条第1項の規定による業務を行い、必要な措置を講ずるものとする。

(衛生推進者)

第8条 診療所等に法第12条の2の規定による衛生推進者を置く。

- 2 衛生推進者は、診療所等の職員のうちから規則第12条の3の定めるところにより、事業所の長が選任する。
- 3 前条第3項の規定は、衛生推進者について準用

(安全衛生管理者)

第6条 局本庁及び病院に安全衛生管理者を置く。

- 2 安全衛生管理者には、局本庁にあつては病院局総務課長の職にある者を、病院にあつては病院長の職にある者をもつて充てる。
- 3 安全衛生管理者は、衛生管理者又は衛生推進者を指揮し、局本庁及び病院における次の業務を管理するとともに、安全衛生総括管理者の指示する業務を管理しなければならない。

(1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。

(2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。

(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。

(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

(5) 前各号のほか、労働災害を防止するための必要な業務で法第10条第1項第5号の労働省令で定めるもの

(衛生管理者)

第7条 (略)

- 2 衛生管理者は、当該事業所の職員のうち、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。)第10条の規定による資格を有する者の中から事業所の長が選任する。
- 3 衛生管理者は、安全衛生総括管理者又は安全衛生管理者の指揮を受け、第6条第3項各号に掲げる業務のうち衛生に係る技術的事項を管理するとともに、規則第11条第1項の規定による業務を行い、必要な措置を講ずるものとする。

第8条 削除

<p>する。</p> <p>(組織) 第14条 中央安全衛生委員会は、次の各号に掲げる職員をもつて構成し、委員の数は<u>15</u>人とする。 (1)～(7) (略) 2・3 (略)</p>	<p>(組織) 第14条 中央安全衛生委員会は、次の各号に掲げる職員をもつて構成し、委員の数は<u>17</u>人とする。 (1)～(7) (略) 2・3 (略)</p>
--	---

附 則

この規程は、令和8年7月7日から施行し、改正後の規程は、令和8年4月1日から適用する。